

を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月十九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（除雪幅二・六メートル、一八〇キロワット級） 三台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年七月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社KCMJ青森営業所

青森市大字野内字菊川六一の三

六 契約金額

九千三百五十五万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月十九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（除雪幅二・六メートル、二二〇キロワット級） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年七月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一一の八

六 契約金額

三千百八十一万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年六月十九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同条第十一條の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車(除雪幅二・六メートル、一八〇キロワット級) 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年七月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社KCMJ青森営業所
青森市大字野内字菊川六一の三
- 六 契約金額
三千三十三万五千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十五年六月十九日

出 先 機 関

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七條の二第一項の規定により、

六羽川土地改良区の井ノ堰頭首工管理規程を平成二十五年八月十六日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十五年八月二十六日

中南地域県民局長 高 原 至 智

井ノ堰頭首工管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項
管理責任者は、適正取水によりかんがい取水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- 四 その他施設の管理に關し必要な事項
管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七條の二第三項の規定により、六羽川土地改良区の前田堰頭首工及び滝本堰頭首工の管理規程の変更を平成二十五年八月十六日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十五年八月二十六日

中南地域県民局長 高 原 至 智

頭首工管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項
管理責任者は、適正取水によりかんがい取水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- 四 その他施設の管理に関し必要な事項
管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭